



# 島根県報

令和5年11月6日(月)

第462号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林予定森林(5件)	(森林整備課)	2
保安林の指定	( 〃 )	4
保安林の指定の解除	( 〃 )	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中小企業課)	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)	(砂防課)	6

### 【特定調達公告】

放置駐車違反管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の落札者等	(警察本部)	7
--	--------	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第724号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町板井川868-2、1589、1591、1591-1、1601-1、1602、1603

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

美都町板井川868-2・1589・1602（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第725号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

江津市嘉久志町イ622-23、2130-2（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第726号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町乙加宮370-2（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第727号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町名賀961、962、965-1、970、1629-1から1629-3まで、1635、2411、2412

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

名賀962・1629-1・1629-3・1635（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧

に供する。)

### 島根県告示第728号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町立戸916、917、917-1、918（次の図に示す部分に限る。）、927、930

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

立戸916から918まで・927・930（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第729号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林の所在場所

浜田市上府町イ483-1、イ483-2、イ484、イ484-1、イ487-2、イ487-3、イ493、イ2311（次の図に示す部分に限る。）、イ2321-4、イ2322、イ2323-3

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上府町イ483-1・イ483-2・イ484・イ484-1・イ487-2・イ487-3・イ493・イ2311・イ2321-4・イ2322・イ2323-3（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第730号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 解除に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町長谷1050-4から1050-6まで、1107-3から1107-7まで

#### 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 解除の理由

道路用地とするため

### 島根県告示第731号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパルク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

##### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アクシス島根支店 島根県浜田市殿町83-217 支店長 金山 淳二

(変更後) 株式会社アクシス 東京都港区西新橋2-3-1 代表取締役社長 小倉 博文

##### (4) 変更の年月日

令和5年10月1日

#### 2 届出年月日

令和5年10月23日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第732号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 区域の名称 高佐町A

## 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から26号までを順次に結んだ線及び標柱1号と26号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市高佐町574番	1号
〃 3405番1	2号
〃 3407番	3号
〃 3408番	4号、5号及び19号
〃 582番1	6号及び7号
〃 582番	8号
〃 3408番2	9号
〃 3409番2	10号
〃 589番1	11号
〃 3409番1	12号
〃 580番内1	13号
〃 580番	14号から18号まで
〃 575番1	20号
〃 575番2	21号
〃 573番1	22号及び23号

” 573番	24号及び25号
” 3407番1	26号

**島根県告示第733号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 岡田谷2
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
江津市桜江町田津556番	1号から3号まで及び5号
” 555番4	4号、6号及び7号
” 149番	8号及び9号
” 150番	10号
” 153番	11号及び12号

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年11月6日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

- 1 件名及び数量

放置駐車違反管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

- 3 落札者を決定した日

令和5年9月13日

- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

- 5 落札金額

75,352,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 特例公告を行った日

令和5年8月14日